

(再評価)

資料5—5—①
関東地方整備局
事業評価監視委員会
(平成25年度第9回)

豊島地方合同庁舎

平成25年12月9日

国土交通省 関東地方整備局

◆立地概要



◆目次

1. 事業概要

I 事業の目的

II 事業の背景及び経緯

III 事業の計画概要

2. 事業継続の妥当性

I 事業の進捗の状況及び見込み

II 社会経済情勢等の変化

3. 対応方針(案)

4. 既存施設への対応

1. 事業概要 I 事業の目的

東京23区内に所在している国の行政機関の移転・再配置を行い、老朽や狭隘が進み分散している庁舎を集約立体化することにより、国有財産の有効活用を図ると共に、国民の利便性向上、公務能率の増進等を図る。



1. 事業概要 I 事業の目的

- 施設の老朽化が進んでいる。
- 業務の多様化、業務量の増大による狭隘化が進み業務に支障をきたしている。
- 現行の耐震基準における耐震性能が不足している。

施設名称	所在地	建築年次	不具合状況 ※	延床面積	備考
豊島税務署	豊島区	1969年	老朽、狭あい、分散、 施設の不備(耐震性能不足)	3,596㎡	
東京法務局 豊島出張所	豊島区	1981年	狭あい、分散、 施設の不備(駐車場不足)	3,080㎡	豊島地方合同庁舎(既存)に 入居
池袋労働基準監督署			施設の不備(駐車場不足)		

※新規採択時評価時の不具合状況



豊島税務署



豊島地方合同庁舎(既存)

1. 事業概要 II 事業の背景及び経緯

■ 国有財産の有効活用のため、財務省の有識者会議より提案された 東京23区内に所在する庁舎の移転・再配置計画

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日、閣議決定)
・ 一般庁舎・宿舎、未利用国有地等の売却・有効活用を促進することとされた。

「国有財産の有効活用に関する報告書」(平成19年6月15日)
(財務省:国有財産の有効活用に関する検討、フォローアップ有識者会議)
・ 東京23区内に所在する庁舎の移転・再配置計画を提案。

「閣僚懇談会における財務大臣発言」(平成19年6月19日)
・ 報告書で提言された移転・再配置を着実に進めるため関係閣僚の協力を要請。

国土交通省 豊島地方合同庁舎整備事業を事業採択(平成21年4月)

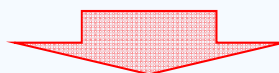
1. 事業概要 Ⅲ 事業の計画概要

■ 計画概要

- ・事業地 東京都豊島区池袋4-30-20
- ・敷地面積 4,637m²
- ・延床面積 10,573m²
- ・規模、構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
地上10階建
- ・施設整備期間 平成21～26年度
- ・事業費 約38億円

2. 事業継続の妥当性 I 事業の進捗の状況及び見込み

		新規採択				再評価	
新規採択時	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	敷地調査	■					
	検討業務・設計	■		■	■		
	工事				■	■	■



		新規採択				再評価
再評価時	年度	H21	H22	H23	H24	H25
	敷地調査					
	設計	■				
	工事					

公告H21.6.8

手続き見合せH21.10.21

『PFI手法による整備等検討業務』発注手続き

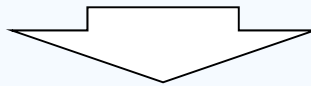
H21.9.29 閣議決定
「平成22年度予算編成の方針」

平成22年度予算概算要求見送り
H21.10.15

2. 事業継続の妥当性 II 社会経済情勢等の変化

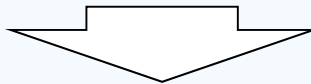
H21.9.29 閣議決定「平成22年度予算編成の方針について」(抜粋)

各大臣は、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととする。

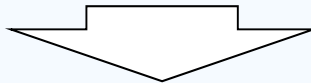


出先機関改革の検討が進められているなかで、以下を満たす事業について整備を実施する。

- ①整備の緊急性が真に高い事業(耐震安全性に問題がある現庁舎の面積割合が高く緊急性が高い)
- ②入居官署の見直しにより無駄を生じさせないよう対応できる事業

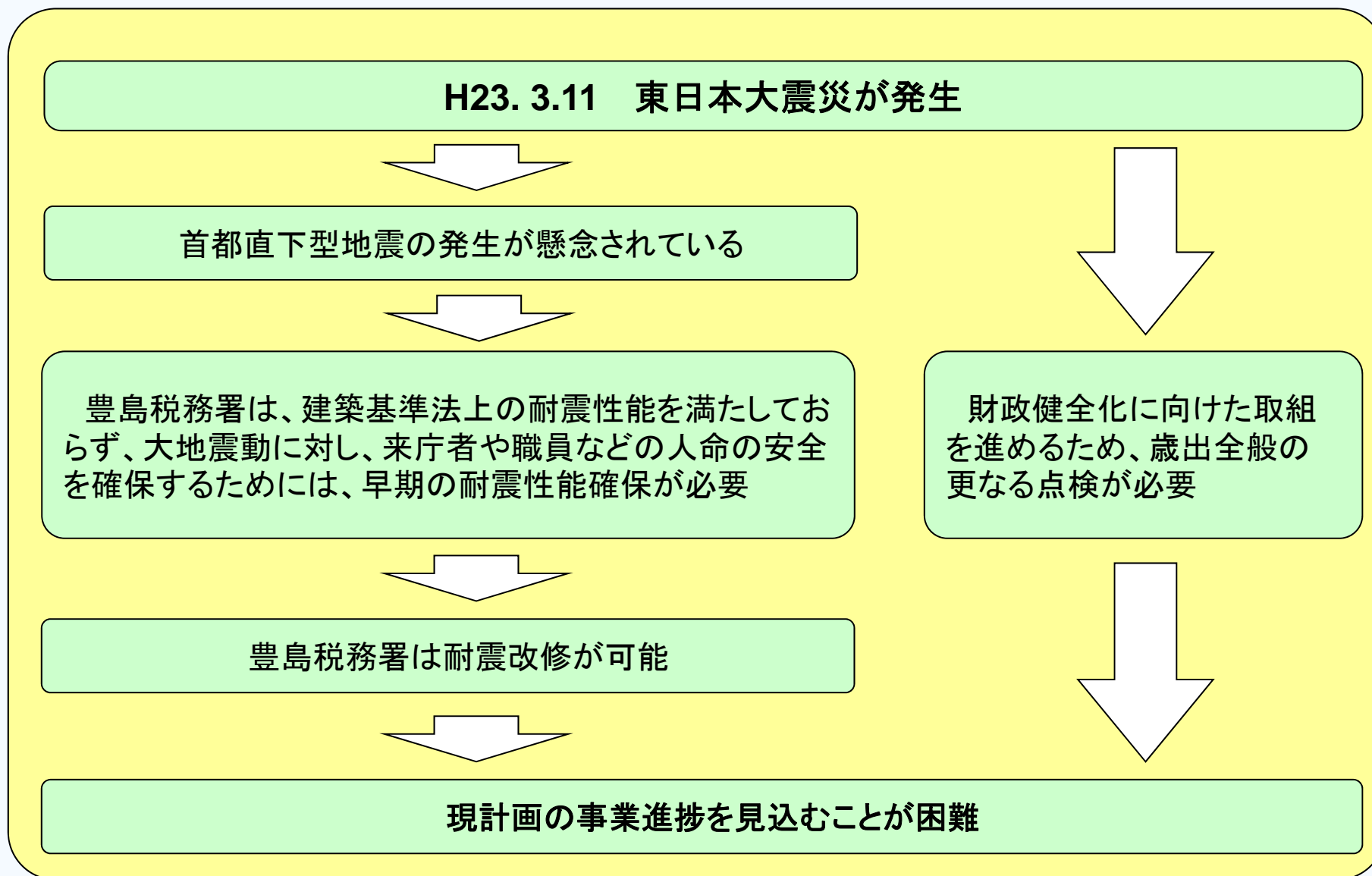


②入居官署の見直しにより無駄が生じないよう対応することは可能だが、①耐震安全性に問題がある現庁舎の面積割合が比較的高くなく、整備の緊急性が真に高い事業とは言えない。



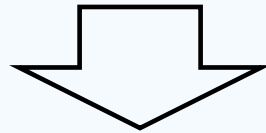
平成22年度予算概算要求見送り(平成21年10月15日)

2. 事業継続の妥当性 II 社会経済情勢等の変化



3. 対応方針(案)

- ・財政健全化に向けた取組を進めるため、歳出全般の更なる点検が必要である。
- ・来訪者等の安全を確保する必要があることから、建築物の耐震化対策は政府全体の緊急の課題である。



現計画の事業進捗を見込むことが困難であり、
事業を中止と判断する。

■既存庁舎の改修等を行うことにより、早期に耐震性能の確保を図るなど、不具合状況の改善を行っていく。

4. 既存施設への対応

入居予定官署について

現状

- ・豊島税務署は、建築基準法に基づく耐震安全性能を満たしておらず、早急な耐震性能確保が必要。
- ・既存施設のその他の不具合状況(老朽、狭あい、分散、その他の施設の不備)。

対応

- ・来庁者や職員などの人命の安全を確保するため、まずは早期に耐震安全性の確保を図るための、既存施設の改修を行う。
- ・既存施設の改修等を行うことにより、老朽等の不具合状況の改善を行っていく。